

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 4件

兵庫国民年金 事案 3047 (事案 2283 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年2月まで
② 昭和47年9月及び同年10月
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和51年1月から55年4月まで
⑤ 昭和55年5月から61年3月まで

申立期間①について、私は短大生であったが、父から国民年金の加入を勧められ、父又は私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についてはA市役所でアルバイトをしていたこともあり、同市役所で納付した。

申立期間②については、昭和47年11月に就職するまで、A市役所で納付書を作成してもらい納付した。

申立期間③については、昭和50年1月に会社を退職後、B市に転居する同年11月までの間、アルバイト収入から、A市役所で納付した。

申立期間④及び⑤のうち、昭和51年1月から57年1月までについては、長女か二女を乳母車に乗せて、B市役所C出張所で納付し、D市に転居した同年2月から60年12月までの期間及び61年1月に転居したE市では、納付についてはよく覚えていないが、納付したはずである。

今回、申立期間③に係る領収証書が見つかったので提出し、申立期間②については昭和47年9月を追加申立てするが、改めて私の納付記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、i) 申立期間①、②及び⑤については、オンライン記録から当該期間は国民年金の未加入期間であること、ii) 申立期間④については、申立人の戸籍の附票から、申立人がA市からB市に転居したのは昭和51年2月26日であることが確認できるものの、申立人が所持す

る年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から上記の住所変更が55年5月22日に行われており、申立人は、同日まで住所変更手続を行っていなかったものと推認され、B市では、当該時期より前の期間において納付書を発行することができず、申立人が保険料を納付していたとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月11日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間③について、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されているが、前後の加入者から同年4月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立人は、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月26日付けで納付したことを示す領収証書を所持しており、当該期間を納付したことが確認できる。

一方、申立期間①及び②（昭和47年9月については今回追加申立て）について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月に払い出されており、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人は同年1月20日に国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立期間④について、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人がA市からB市に転居したのは昭和51年2月26日であることが確認できるものの、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳、A市及びB市の国民年金被保険者名簿によると、上記の住所変更が55年5月22日に行われていることが確認できることから、B市では、同日まで申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間⑤について、特殊台帳によると、保険料記録欄の昭和55年5月の枠に「喪」が記載され、喪失年月日欄に55年5月22日資格喪失と記載されていることが確認できることから、申立期間⑤は国民年金に未加入期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①、②、④及び⑤については、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から同年11月まで

私の国民年金は、母親がA市役所で加入手続きを行い、全ての国民年金保険料は母親が納付してくれていた。平成7年の被災により、兄が居住するB市へ両親と共に転居した際、母親が近隣の郵便局で申立期間の保険料を遡って納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金被保険者期間に保険料の未納期間は無く、申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き全て保険料を納付しており、申立人の母親の納付意識は高いものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、オンライン記録によると、申立人に対して6年12月5日付けで過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人は申立期間前後の5年7月、同年8月、同年12月及び6年1月の国民年金保険料を当該発行日以降に過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで

私が20歳になれば、国民年金に加入する必要があるとの認識で、父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、その保険料も私が婚姻するまで納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、A市では、申立期間を含め現年度保険料に係る納付書を発行していたとしていることから、納付意識の高い申立人の父親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から48年3月まで

私は、婚姻後の昭和39年1月頃、A市の事業所でアルバイトをしたことを契機に、国民年金の加入を勧められ、保険料は自宅近くの金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和39年1月頃、A市の役所の職員に国民年金の加入を勧められ、申立期間の国民年金保険料は、自宅近くの金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金収滞納一覧表において、申立人は、同年4月29日付けで国民年金被保険者資格を新規取得したことが記録されており、これは、申立人が所持する国民年金手帳の記録と一致し、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年1月まで

申立期間は会社設立準備期間で、私及び妻の国民年金の加入手続は全て私が行った。手続の漏れが無いように気を遣っていたと記憶しており、妻の記録はあるのに私の記録が確認できないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において、申立人の妻の分も含めて申立人自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、その前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県及びC県内で検索するも、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人に係る国民年金の記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者資格を取得した昭和61年7月頃に払い出されており、申立人の妻は、同手帳記号番号により、平成元年8月から2年1月までの国民年金保険料を同年4月3日に一括納付していることが国民年金保険料領収証書により確認でき、当該納付記録はA市の国民年金過年度収滞納一覧表及びオンライン記録に記載されている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月、平成2年7月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月
② 平成2年7月
③ 平成3年1月

私は、親類の金融機関関係者から、離職の際に国民年金保険料の納付漏れが生じることがあると助言を受け、平成3年の再就職後の落ち着いた頃に、夫婦二人分の未納期間の保険料を納付するためにA又はB社会保険事務所（当時）を訪問し、窓口で担当者が要求する金額を納付した。妻の記録には、納付した記録が残っているのに、私の分の記録が残っていないことに納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に、A又はB社会保険事務所において国民年金の加入手続を行い、申立人の妻の分と一緒に、自身の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、その前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内の全てについて、申立人の氏名を検索したものの、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、D市の記録においても、申立人に係る国民年金の加入記録が確認できないことから、申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻は、D市の国民年金収滞納一覧表において、平成2年7月及び3年1月の第1号被保険者資格について、同年6月のD市での手続により

取得したことが推認でき、同年7月23日に過年度納付書が発行され、同年8月5日付けで国民年金保険料が過年度納付されたことが、オンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

私は、学校卒業後は家業を承継し、20歳になったときに母が、「年金の払込みはしてやる。」と言ってくれていたもので、全て任せていた。当時は集金人に納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月に申立人の弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料を同年3月に一括して納付していることが確認でき、申立人の母親は、上記加入手続の時点において、納付が可能であった期間の保険料を納付したものと推認され、A市の国民年金被保険者名簿の記録とも符合する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。